

平成16年10月1日

都道府県計量行政関係部局  
特定計量証明認定機関  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
団法人日本環境測定分析協会

御中

社

経済産業省産業技術環境局知的基盤課

特定計量証明事業者の認定更新の取り扱いについて（連絡）

拝啓、時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より計量行政に深いご理解と多大なご尽力を賜り、ありがとうございます。

さて、MLAPの特定計量証明事業者の認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（計量法第121条の4、計量法施行令第29条の3）こととなっております。つきましては、更新手続きを円滑に進めるため下記の点につき周知致しますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. MLAPは高度な分析能力及び信頼性が要求されるものであることから、その認定にあたっては、JIS Z9358（校正機関及び試験所の認定システム—運営及び承認に関する一般要求事項：ISO/IEC Guide58）に準じた認定プロセスに従って審査を行っており、同規格に基づき、更新の審査においても初回審査と同等の審査を行う。
2. 更新の審査にあたっては、3年間の校正実績として残されている記録等についても確認する。
3. 更新申請は必ずしも初回の認定と同じ機関に申請しなければならないものではない。
4. 更新手続には少なくとも数ヶ月の審査期間を必要とすることから、特定計量証明事業者が継続して遅滞なく事業を実施できるように、以下のとおり取り扱うものとする。

更新の受付：認定の有効期限の6月前から

更新に係る認定の効力発生時期：更新前の有効期限の翌日から

更新に係る認定の有効期限：更新前の有効期限の翌日から3年後

5. その他

MLAPの制度の信頼性を確保するため、特定計量証明事業者に対し以下に示すフォローアップ調査及び技能試験を実施する。

①フォローアップ調査

MLAP認定事業者が適切な工程管理や操作マニュアルに従った処理を継続的にしていることを確認するため、当該事業者を認定した認定機関が現地確認を行う。

②技能試験

MLAP認定事業者の技術的能力が一定水準以上に保たれているかを確認するため、製品評価技術基盤機構がとりまとめ機関となって、試料をMLAP認定事業者に送付し、回収された分析結果を検討の上、必要に応じて当該事業者に対し原因究明及び改善策を講じさせる。

(お問い合わせ先)

経済産業省産業技術環境局知的基盤課

担当：源内（げんない）

電話：03-3501-1511（内線 3451～4）